

京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 57号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

- 1 本市が設置する老人短期入所施設を廃止して特別養護老人ホームに転換することから、特別養護老人ホームの居室の定員について、市長が特に必要と認める場合は、4人以下とすることができることとしました。
- 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行により養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、上記1については令和7年4月1日から、上記2については令和6年4月1日から施行することとしました。

上記1の内容にかかわらず、この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームのうち国基準の附則及び改正省令の附則の規定の適用を受けているものの居室1室当たりの定員の基準については、なお従前の例によることとしました。

京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第57号

京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「から第6条」を「から第5条」に、「第6条第1号」を「第5条第1号」に改め、同条第2項中「第6条第2号」を「第5条第2号」に、「第35条第4項」を「第35条第4項第1号イ」に、「第61条第4項」を「第61条第4項第1号イ」に改め、同条第3項中「から第6条」を「から第5条」に、「第6条第3号」を「第5条第3号」に改め、同条を第7条とする。

附則第2項を削る。

附則第3項中「第8条」を「第7条」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項中「第8条」を「第7条」に改め、同項を附則第3項とする。

第2条 京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「保存期間に係る基準」の右に「、特別養護老人ホーム基準省令第1条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イに定める一の居室の定員に係る基準」を加え、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(特別養護老人ホームの居室の定員)

第6条 特別養護老人ホームの居室1室当たりの定員の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、4人以下とすること

ができる。

附則第2項及び附則第3項中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(居室の定員の基準に関する経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に存する特別養護老人ホームのうち特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）附則第3条第1項及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）附則第2条の規定の適用を受けているものの居室1室当たりの定員の基準については、第2条の規定による改正後の京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)